ギャンブルオンブズマン

（ギャンブル依存症を生む公認ギャンブルをなくす会）

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（[inoue@peacelaw.jp](mailto:inoue@peacelaw.jp)）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

**なくそう！**

**ギャンブル被害**

会報第43号　2016/5/31

/

１／２５　/

ギャンブル依存症を生む

　　　　公認ギャンブルをなくす会

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（[inoue@peacelaw.jp](mailto:inoue@peacelaw.jp)）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

【目次】ギャンブルと生活保護をどう考えるか／ギャンブル各界情報：奈良競輪はとにかく5年存続のゴマカシ、野球賭博、違法(ヤミ)カジノと暴力団、元大関のギャンブル依存症との斗い、ネットカジノ客検挙、パチンコ勧誘新戦略？！／パチスロ体験報告／ギャンブル川柳／主張：気になる赤旗、要望書／スポーツギャンブル狂歌／宝くじ差止請求訴訟準備書面／NEWSピックup／事務局だより：総会報告、宝くじ控訴審軽灰判決

**ギャンブルと生活保護をどう考えるか**

１．2016年3月2日付朝日紙、別府市が生活保護受給者のパチンコ消費について調査し、一部受給者に対し支給を停止したことについて、厚生労働省は「生活保護法に遊興費の支出を禁じる規定はない」から調査や支給停止も不適切としたという。これをめぐって賛否両論が「特集」されている。

２．この論争は、次のように大きく対峙している。

○税金で賄われる生活保護費がパチンコなどギャンブルに消費されることは健全な遊興でもない。節約に努力する年金生活者や税を徴収されている多くの納税者感覚からの批判的意見。

○厚労省のいうような生活保護法の形式論に加え、憲法で保護された生存権を保障する生活保護法に対し、パチンコ使途へのチェックは生活保護費を「恩恵」として「監視」と「偏見」を拡げる調査や支給停止は、権利行使を妨げるという意見。

さらには、「自分は競輪好きで、パチンコも手頃な楽しみ。生活保護が必要になる社会こそ政治が解決すべき問題。保護費でギャンブル、なぜ悪い」とまで開き直る意見も紹介されている。この生活保護者の開き直りには、行政も対応に困るだろう。

３．NPO法人「もやい」の稲葉理事は、「生活保護費によるギャンブルは、道徳的に攻めたくなるところであるが、権利と道徳は切り離すべき」とコメントする。

しかし、生活保護行政の責任と訪問調査や行政の生活指導は、法令上の任務である。だから、もし指導に従わない場合にどうすべきかといわれると、これだけでは説得力を欠く。

遊び（遊興）は人に欠かせないものであり、生活保護者といえど遊ぶ人権、自由はある。しかし、適法とされる公営ギャンブルや脱法ギャンブルであるパチンコ・スロットへはギャンブル依存による弊害も多い。

　　もらった保護費の大半をすぐにギャンブルに費消したり、衣食費をけずったりしてまでギャンブルをするのでは、健全な生活とはいえない。ギャンブルに濫費する人がいれば指導も必要であるから、これは「道徳」の問題と言って済まされないだろう。

４．本来、パチンコ店や公営ギャンブルがギャンブル依存者をも入場させて賭けさせ、そこから収奪するということが違法不当である。

公営ギャンブルをすぐに廃止させることはできなくても、もしギャンブル依存に陥った生活保護受給者から収奪した金を返還しなければならないとしたら、ギャンブル主催者は、生活を害さない金で遊んで下さいと言うしかない。入場者や賭け客の年齢、依存者でないという身分証明の要求を徹底すべきではないか。

　　ギャンブル場に入って賭けを続けるためには、欧州で導入されている一定の所得制限によるチェックをするとすれば、この難問（？）の解決方法にはなる。

　　銀行は、返済能力の証明のない人に金を貸さない。生活保護受給者が、最低限の自律さえなくギャンブルに給付金を投じるのであれば、その給付を制限・停止して、健全支出を指導し確保するのは当然と思われる。残念ながら生活保護費で覚醒剤を買った人もいる。逮捕勾留されると生活保護費は自動的にストップとなる。闇賭博に出入りして逮捕勾留されても同じ事になろう。

５．この生活保護費とギャンブル使用問題は、ギャンブル賭博を遊興という広義下での健全娯楽、余暇レジャーと同視すると混乱する。公営ギャンブルがこの混乱を拡大させているのである。

　　ギャンブルには、店側でも客側でも①人、②時、③場所、④機会という人的・質的制限と、①回数、②量、③金額、④許されるゲームという物的制限が必要である。

　　この質・物的制限を欠いた日本の公営ギャンブルやパチンコ・スロットが、憲法に定めた生存権と最低限の生活を妨げている。生存権と現行ギャンブルによる本質的な矛盾を無視した「生活保護で遊興」の論争はむなしい。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（Ｉ）

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

ギャンブル各界情報

奈良競輪はとにかく５年存続のゴマカシ

　奈良新聞は3月20日（月）、奈良競輪について5年間の存続が決まったと報じた。

　競輪は全国的に客が減り、収入も減ってほとんどが経営危機にある。県営奈良競輪も同様である。そこで県知事は、平成26年11月、経営改善策や存続について検討する「県営競輪のあり方検討委員会」（委員長　絈井憲　外）を設置していた。これは、県営競輪の赤字続きで、与党自民党議員からさえ存続への疑問や否定的意見が出ていたことに対する措置だった。

　競輪で収益を得ることは、県の財政担当と競輪事業にかかわる企業・人との共同事業である。だから収益があり、競輪選手を含む関係者も利益も得ている間はよい。

　しかし、客が減り収益を失うと、経営主体の県と関係者の配分、負担をめぐって対立が起こる。また、かつての騒動や環境被害だけでなく、今や依存症までの弊害を考えると、「赤字競輪」は評されない。そもそも競輪という非違行為の賭博を法外の収入として認めたのは、必ず主催者の自治体に収益が得られるという前提があるからなのだ。

　よって、奈良競輪が、その収入減から、投資（競輪場その他公共投資）に見合う利益がない（≒赤字）なら、廃止するべきである。

　しかし、県収益事業が一度スタートすると、その継続を求める利権が生まれ、そこで営業者と労働者の利害が絡む。だから、簡単にやめられないのである。少なくとも既得利権業者、労働者、そして競輪選手の利益のために存続をさせようとする。

　その県営競輪のあり方を検討させられているのが、知事の諮問委である「あり方検討委員会」である。これは行政当局の意に沿うデータや方向性を与えられている。

　奈良競輪は平成23年度までの赤字に対し、24年度から深夜レース、レディレース、場外レース等の事業展開により、なんとか増収を得たのであった。これにより、1億3000万円の累積赤字を平成24，25年度で解消し、今後は1億円余の黒字を見込めるという答申をさせたのだった。

　しかし、これは奈良競輪を平成29年以降も「当面の措置」として存続させるための形づくりである。ここには莫大な県の競輪にかかわる資産設備、県職員の投入に対する適正報酬は加味されていない。巨大な施設を1年間貸与して年1億円の賃料収入なら「実質赤字」だし、この事業のために投じる様々な人的経費さえ償えない。結局、赤字を隠して（視えなくして）の存続を決めたのである。

野球賭博

○　2015年10月21日、巨人軍福田投手の野球賭博疑惑に関し、日本野球機構の調査委員会は、同球団笠原、松本投手も含め3投手が自ら関与を認めていることを明らかにした。

　　野球界では、1969年以来の暴力団が絡んだ西鉄投手の八百長事件に発し、他球団の6選手が永久失格処分を受けた「黒い霧事件」以来である（註）。また、2010年の大相撲力士らによる野球賭博では30人の力士が賭博罪で立件されたように、野球試合での賭博は容易になしうるし、賭博では投手が大きな位置を示す。

　　巨人3投手の賭博は2014年4月以来で、笠原・松本投手は高校やプロの試合の賭けに参加して2015年9月まで続けていた。今のところ、飲食店経営の男と大学院生が野球賭博の常習者で、この2人が賭博を繋いでいた。胴元や暴力団関与の有無、他の野球選手関与の範囲は不明という。

　　3投手は、自らの出場試合には賭けていない。巨人軍関係の試合は含まれていたが、八百長の形跡はないという。常習賭博の2人が正直に全てを語れば真相はより説明されよう。しかし、野球賭博に暴力団が絡むことは「常識」である。

　　3投手の場合、賭博は単純賭博で済む可能性がある。しかし、賭け金や期間が大きいと「常習賭博」もあり得る。トカゲのしっぽとしても見せしめとして球界からの追放は免れない。野球において投手は、試合の結果だけでなく、ヒット、出塁、ホームランなど様々な賭け要素に大きく影響し、八百長がやりやすい。相撲力士ほどではないかも知れないが、スポーツとして真剣に試合が行われることは建前だが、判定を下す審判まで含めてバイアスはあり、スポーツは賭博対象とされやすい。日本のスポーツ振興（toto）の政治グループも、競馬などの公営競技からサッカーまでを賭博とし、さらに野球もその対象としようとしている。

○　巨人軍賭博に続いて、10月27日、大リーグ投手のダルビッシュ選手の実弟が、賭博開帳・常習賭博で逮捕された。大リーグの44試合で、客16人に1口1万円、計1850万円を賭けさせ、自らも別の野球賭博開帳に参加し、1900万円を賭けたという。携帯のコミュニケーションアプリLINEを利用して、2014年から賭け金の1割の手数料を得て数千万円を稼いでいたという。

　　この賭博も暴力団が関与していたのか不明だが、素人でも胴元になる「賭博の時代」となった。

（それにしても野球賭博でどんな賭け方をしていたのか、1試合の勝敗の賭け数が同一でない場合はどうしていたのか、野球賭博のやり方について詳しく御存知の方は投稿して欲しい。）

（註）　1970年に野球賭博での八百長事件が発覚して大騒ぎとなった。西鉄と近鉄の投手を中心に拡がり、益田、永易、与田、船田、基、池永らの名があがった。そして、西鉄球団社長の口封じまで明らかになった。

違法（ヤミ）カジノと暴力団

　元暴力団の人はテレビで自ら顔も出し、公然と違法トバクの後には暴力団が必ずいるという。違法カジノで検挙される店員らは自らの雇い主も正しく知らされていないことが普通である。しかし、オレオレ詐欺にしても、本当の主犯の追及が困難であるように、名前ばかりの店主（店の賃借人）で、店のギャンブルで何をしているかも知らない者もいる。

　しかし、違法カジノには必ず用心棒がいる。店に来た客のトラブルやクレームに対処し、店を守らなければ店は維持できない。違法トバクをやっていると暴力団から詐欺グループ、チンピラ。不良らのユスリ、タカリ、みかじめ料にも対処しなければならない。違法カジノ店は自らその被害救済を警察に求めることも、賭博料の未払金を裁判所に訴えることもできない。商売敵や客の密告にもニラミを効かす必要がある。それをするのは、暴力団以外にないのである。

　巨人・プロ野球選手のカジノや野球賭博に続いて、2016年4月8日（金）バトミントンのリオ五輪代表確実と言われた桃田賢斗選手（21）とロンドン五輪代表だった田児賢一選手（26）らのカジノ賭博が明らかとなった。田児選手は、2014年から東京の闇カジノ店で60回以上1000万円以上の負け、桃田選手は6回50万円負けで終わったという。田児選手はNTT東日本の仲間らとも賭博をし、1150万円を借金してやっていたというから、明らかにギャンブル依存症である。

なんと彼は2014年から月10回通い、この店が警察庁組織犯罪対策4課に賭博開帳図利で摘発され、その後5月に横浜に店を移した後も2016年1月まで通っていたのであった。

　田児選手らの出入りしていた綿糸町のバカラ賭博店は会員制で、380人が登録されていた。2015年4月の検挙で、それまで3カ月で一億円を売り上げ、その収入は指定暴力団住吉会系の組が資金源にしていた。4月の検挙で、経営者や暴力団幹部ら6人は有罪確定、客7人も現行犯逮捕されたという。この違法バカラ店は検挙を免れるため次々と店を変えたのであった。

元大関のギャンブル依存症との斗い

１．2016年2月8日放送されたテレビ朝日「しくじり先生　俺みたいになるな！」で、元大関貴闘力は自ら、凄まじいギャンブル依存との斗いについて告白した。5億円も負けたというギャンブル依存は、よく言われる「ビギナーズラック（初心者の幸運）」から始まった。

　　相撲部屋の先輩から馬券購入に走らされたのがきっかけで、自分も買ってみたところたまたま大穴で40万円を「大儲け」。それからギャンブルに深入りしていったのだった。

　　相撲部屋で朝稽古をして昼食をとると、場所中以外は毎日のように公営競技に出かけていた。十両以上になってからの給与は、結果的には勝っても負けるバクチに注ぎ込んだ。オーストラリア巡業の際は、メルボルン、シドニー、ブリスベンのカジノに外の力士や親方から借金までして通ったのだった。これらのカジノで一時は5000万円勝ったが、結局1200万円負けたという。

　　国内の公営競技では十両昇進時の化粧まわし用に貯めた金を失った。しかし、弟弟子から集めた金で取り戻して格好を付けた。幕内となってもギャンブルは止められなかった。

　　義父となった大鵬親方からもギャンブルを止めるよう言われ、止めることを条件に借金の尻拭いをしてもらったが、再び手を染めた。合法の公営競技や外国の外国人向けカジノ（韓国へはひっきりなし）だけでなく、国内の闇カジノにも出入りして負けていた。

　　このようにいわゆる「ギャンブル依存」で野球賭博にまで手を出し、相撲協会も知るところとなって、35歳の時に永久追放処分とされた。大鵬親方の後を継ぐ親方の地位も失い、妻とも別れる結果となった。相撲界を退き、飲食業を始めて収入も得ていたが、従業員への給与の金をもって再びバクチをした。

　　結局、ギャンブルは止めると言いながらも、4度にわたり重ねた。ギャンブルを断っている時には、不眠、幻視、発汗、異臭などの禁断症状までもが出ていたと告白し、ビルから飛び降りることも考えた。貴闘力の告白はギャンブル依存の恐ろしさを赤裸々に示している。

２．このようなギャンブル依存者は、家族や縁者まで被害を拡大させる。依存者を生むギャンブル主催者が収益をあげる一方、その防止については全く無責任である。

　　貴闘力氏もギャンブル依存を招かないシステムがあれば、金と地位、名誉、そして家族までを失うような悲劇は防げただろう。何故日本にはこのシステムがないのか。日本政府は反省すべきである。もし、政府が民衆に依存症となる薬剤を売って金を儲けていたとしたら――と考えるだに怖ろしい。

ネットカジノ客検挙

　2016年3月10日、京都府警はインターネット上のオンラインカジノの賭博（ブラックジャック）により、埼玉県の男性3人を単純賭博で検挙した。本紙でもかつて、外国のカジノに連携するネット登録のカジノをしてクレジットなどで決済すれば、日本での刑法上の賭博罪が成立すると報じた。しかし、現在、ネット上には「合法」のオンラインカジノとして日本語で提供するサイトがある。個人の自宅パソコンでの無店舗型は、闇の賭博設定で実態をつかみにくくなっていた。

　本件は、英国に運営会社があるが、振込口座の名義人である運営会社を賭博の提供者とみなしたという。

　2013年、政府は、国会議員の質問書に対し、オンラインカジノについて「賭博行為の一部が国内で行われれば賭博罪が成立することがある」との答弁書を出している。

パチンコ勧誘新戦略？！

　パチンコ・パチスロは、人の射倖心を刺激し、賭博を持続させるための機器の発展させ（連発、チューリップ、電動、キャラクター、新機種･･･）、ホール店のイメージキャラクター（ex.郷ひろみ）と機器調整（釘）のマックス、ミドル、ライト、甘デジ、そしてホール店のレイアウトなどの操作で客を呼び続ける。今や1000台を超える大型店舗化の競争時代は、大量新台と釘調整、コンピューター調整が強められてきた。

　警察庁はパチンコ台について検定水準を設けているが、実際には全国295万台のうちこの水準に反する調整をした台が大規模流通しており、それらの大回収を余儀なくする状況である（2015.12.14毎日紙）。

　しかし、このような機器システムに頼らない勧誘も生まれている。

　その一つは、あくなき客寄せである。出玉率を高めた台を設置したとし、新店舗や改装宣伝で客を呼ぶ伝統手法である。また、先着で客に菓子類を配るものや客に抽選で商品を与えるものなどが生まれている。これらは中小店に多い。

　二つ目に、老人や女性狙いである。1円パチンコどころか今では0.2円パチンコもあり、とにもかくにも店に客を引き留めている。その客層は老人や貧者が多い。年金や生活保護費さえパチンコで収奪しているのである。

パチスロ体験報告（2016年4月19日マルハン店）

　ギャンブルオンブズマンの会員には、真面目でパチスロの体験が全くない方がいる。なぜ多くの人が病気になるほどパチンコに依存してしまうのか？　やってみなくちゃわからない？　少々やってみたところでわからないだろうが、とにかく行ってみよう、やってみようということで、総会で「研修ツアー」を企画し、４人のマジメ会員が約２時間のパチンコ体験をした。

○　参加者は４名のＨＩＴＯ（ヒト？）だった。マルハン難波店の新館入口で店員に、我々は全くのパチンコ新人であること、ギャンブルについては依存症など問題のあることはいわれているので初心者として適切な遊び方や機種の選び方などをガイドしてほしいと申し出た。

　すると、４人の「年寄」の真面目な姿と背広にバッヂを付けていたＩをみて、店員は名刺を求めてきた。本来は必要ないはずだが、丁寧なガイドをお願いする礼儀かと名刺を渡すと、弁護士の名刺に驚き「しばらくお待ちください」と言って５分以上待たされた。パチンコ店の騒音は、電車が通過するガード下のレベルで、待っていること自体が苦痛だった。

○　チームリーダーらしき男を筆頭に３人で戻ってきて何かを言うのだが、店内の騒音と一体となりよく聞こえない。やむなく一旦店内から入口の二重ドアの間（風除室？）に引き返し、チームリーダーらの話を聞いた。彼らは我々をマスコミ取材と同一と決めつけ、取材は本店事務所を通してくれるよう何度も繰り返し、ガイドを拒んだ。

　私たちは高齢者で、今のパチンコやスロットの遊び方を知らない、1,000円でも2,000円でも玉やメダルを使って体験したいから来たのである、マルハンを含む遊技店が作る協会では初心者には丁寧なガイドをするとパンフやＨＰで宣伝しているのにどういうことかと抗議した。ようやくゲーム案内をしてもらえることとなり、名刺も返してもらった。この押し問答で20分以上を費やした。マルハン社員は言葉は丁寧だったが、これでは本当に初心者が来てもしっかり説明するのかと疑問に思った。

○　私たち４人が各自1,000円札を出し、1円パチンコからしてみたいというと、２人の店員が案内することになった。１円パチンコは客がいっぱいで、一番端の席を見つけてもらい、1,000円札の入れ方、玉の出し方、ダイヤル式のペダルの打ち方は加減をやりながら教えてもらう。およその調整加減も教えてもらうが全く下手な打ち方で、その間にも玉はどんどんなくなっていく。しかし、全てがハズレばかりではなくマグレであろうが当たり穴にも入り、すぐに玉が尽きるということはなかった。ただ、盤面にはアニメ画像が映し出されキラキラと光り、一体どこが当たりなのかわからないものであった。

　私たちはその席を交代したり他の空いた席で1,000円札を入れるところから各自体験したが、結局思うように当たらない。そして10分もしないうちに騒音とマバユイ画面で、気分がすぐれず耐えられない者も出た。ゲームを中止したいと店員に言うと、残っている玉はカードに記載されており、それはまた玉に変えられるということだった。

○　続いて、パチスロへ。ここでも安い5円スロットから。

　1枚5円のメダルを1回に3枚入れてスイッチを押す。すると盤面に3つ並んだ胴がそれぞれ回転し始め、その下の3つの各ボタンを押すと止まる。横一列に同じ絵が並ぶと当たりとなるわけだが、その絵柄ごとに賭け率が設定されており、絵柄に応じて出てくるメダルの量が違ってくるのである。

　これも20回以上もやっていれば1度くらいは当たりになるように設定されているようだ。しかし、3枚とも絵柄が合うことはほとんどない。2枚が多い。もう少し訓練すれば3列並びにできそうだと思わされてしまう。しかし、パチンコもそうだが、スロットは当たりが一定確率以下になるよう調整されているようだ。15分ほどの間に、メダル出玉の多い当たりは出ず、低い当たりが3回のみという結果だった。

○　この頃には90ホン以上の音量の下で頭が痛いと避難する者も出ていたので、引き上げることとした。私たちは、当初1,000円分の「貸し玉」を入れた磁気（？）カードの残りを賞品に変えて持って帰るのかと思っていると、カードの残玉数に応じて現金化される機械を案内された。こうして私たちが投じた4,000円は2,000円ほどの100円玉となった。また、スロットのメダルも賞品交換用のカード記録になるのだが、合計400点ほどの賞品となった。もちろん残メダルにぴったり合う商品はなく、少額はヤクルトで清算され、端数分は放棄となる。

　メダルやパチンコ玉は、あくまで貸メダルや貸し玉であって持ち出しは禁止である。カードもその日のうちに処理しなければならず、翌日に持ち越すことはできない。

○　カードの少額分は店内で換金されるが、もっと勝った人はどうなるのかと尋ねた。すると店員ははっきりとは答えず、勝った人は東の方の出口に向かうと暗に示した。いわゆる三店方式の換金所を具体的に教えることはハバカラレルのである。

　私たちは出口から出て東側の小路を覗いてみた。マルホンの敷地内に自転車置き場や立派な換金所建物がある。ここには3つの窓があり、未亡人、障害者の会などと看板があって、3種のメダル商品の表示があり、そのメダルを簡単に2～5万円の現金に換金している状況を見た。

　私たちがこの状況を離れてみていると、チームリーダーは反対方向からやってきて、私たちを監視していた。

　マルハンの所有地と思える換金用建物には、電気はもとより監視装置もついており、これではマルハン店の一部であるといってよい。

　「三店方式」とは名ばかりでマルハン店が別名義の者に換金できる店を貸してやらせているもので、これでは風営（適）法の脱法そのものだった。

※　マルハンだけでなく近隣のパチンコ店も景品（現金）交換所は同じ敷地、同一の建物の一部にあり、財団法人大阪障害者母子寡婦福祉事業が、パチンコ店が出す3種の商品を500円、1000円、5000円で買い取るとしている。

　　　　景品はまた裏で店が回収することになるから迂回買取であり、風適法23条1項に違反し、52条で6か月以下100万円以下の罰金の対象になるべきだが、警察はあえて見過ごしている。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

**ギャンブル川柳**

　毎日新聞の仲畑流万能川柳のコーナーは、ギャンブルをテーマとした投稿がよく採用される。例えば、2016年3月16日の作品　「ギャンブルと誰も言わない宝くじ」（近江の別人28号さん）。

これは「ギャンブルと売主言わない宝くじ」あるいは「ギャンブルと業者言わない遊技です」とでもすればもっとはっきり判る句になったと思うのですが。

　ミニカジノといわれる日本のパチンコ・スロット店ですが、今やギャンブルマシーンが1000台以上、駐車場も500台以上という大型店の時代となり、パチンコ・スロット店はカジノ場そのものです。敷地内に換金所を設置しているのですから、パチンコ・スロット店が換金していないなどと全く白々しいですよね。

　なお、同日の採用句に「賽銭に外れ馬券のふてぇ奴」という作品もありました。

　外れ馬券はゴミとみたのでしょうが、賽（銭）と賭を二重に見て不貞というのか、外れ馬券でも神頼みの具にしたい図太い奴ということで依存症の奴というのか、想いが拡がります。

　川柳は偏った見方でも全体を見る良い機会です。

主張　　　　　　　　　　　　**気になる赤旗紙**

　日本共産党紙の「しんぶん赤旗」は、日本へのカジノ導入に強く反対し、公営ギャンブルにも反対している。

日本の一般的な新聞は、商業紙としてギャンブルの広告収入にも依存している。地方自治体関連の公営ギャンブルを批判するどころか、傘下のスポーツ紙は今や完全に競馬・競輪・競艇・オートレースの４Ｋに乗って、ギャンブルのパートナー産業になっている。そのためか、親の商業紙はギャンブル依存問題にも今いち厳しさに欠け、トーンが低い。

これに対し、赤旗紙は、政治（家）とギャンブル産業の癒着にも厳しい。だから、カジノなどギャンブル問題を追うなら、赤旗は妥当な報道をしている。

ところが、４年ほど前から商業一般紙が「広告」でもないのに宝くじやtotoの当せん番号を記事として扱うようになった。これに対し、当会は、2012年5月9日、このような案内を止めるよう主要各紙に要望した。しかし、宝くじやtotoは主要な広告主でもあり、各紙は応じなかった。

そんな折、赤旗紙までもが宝くじの当選結果の記事を載せるようになった。

そこで当会員からも赤旗紙に対し、当選結果公表の中止を要望した。当会員からの苦情電話に対し、赤旗紙は「掲載は読者の強い要望」と応えたとのことである。これには「赤旗よ、お前も商業紙か」という声もある。読者の要望というが、当せん番号はインターネットや販売店で詳しく案内されている。赤旗紙で当せんをチェックしなければならない必要性はどれだけあるというのか疑問である。

赤旗紙は、公営ギャンブルの予想や結果も載せない。なのに何故、宝くじの結果だけは毎日掲載するのか、全く奇妙である。

例えば、4月1日（金）の赤旗社会面には、2182回西日本宝くじ、2491回近畿宝くじ、2312回東京都宝くじ、2374回関東・中部・東北自治宝くじ、4372回ナンバーズ数字選択式全国宝くじ、1058回ロト6数字選択式全国宝くじの計6種のくじの各1等～7等までについて、縦10cm×横18cmの紙面を割いている。これは3月31日に一斉に抽選され、それらを全て表示したからであろう。

「しんぶん赤旗」には、そもそも宝くじは庶民の浮動購買力（タンス預金）を吸収することを目的に始まったことを肝に銘じてもらいたい。「庶民への加重収奪の税」といわれる宝くじへの加担は早く止めるよう望みたい。

このことは４月４日の当会第５回総会の場でも議題に上がり、４月６日、以下の要望書を提出した（メール）。これに対し、当日夕刻には「ご要望受けたまりました　編集委員会に転送し、検討してもらうこととします　赤旗読者室」との返信があったが、その後今まで報告はない。

平成２８年　４月　６日

しんぶん赤旗　編集局　御中

要　望　書

「ギャンブル依存症を生む公認ギャンブルをなくす会」

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事務局　　弁護士　井　上　善　雄

前略　私は赤旗紙関係全紙の長い読者です。

そして、ギャンブル依存症などギャンブルに関する弊害について、ギャンブルを主催する政府、地方自治体やその外郭団体が適切な対応さえとらず（外国レベルと比べ、全くないといえます）、公営競技、宝くじ・totoなどを継続していることを長く憂いてきました。

　そのため、4年前に「ギャンブル依存症を生む公認ギャンブルをなくす会（通称：ギャンブルオンブズマン）」を設立し、今日まで活動しています。

　もちろん、貴紙の御主張と同じく、日本におけるカジノ導入にも反対しています。

１．はじめに　～～　宝くじについて

宝くじとは、刑法で賭博・富くじとして禁じられている一つである富くじを、昭和24年施行の「当せん金付証票法」によって例外的に認められたものです。しかし、これは、戦災の復旧と急激なインフレーションを抑えるため浮動購買力を吸収することを目的とし、「当分の間」ということで認められたのであり、昭和29年には政府宝くじが廃止（閣議決定）されています。地方宝くじについても「当分の間」の維持は認められましたが、「将来適当な機会においてなるべく早く全廃する」とされています。

しかし、この閣議決定に反し、宝くじが今なお戦後70年以上も継続されていることは、二重三重に法の逸脱です。

また、宝くじは、大衆庶民を対象とし、今では億円というような当せん金額を設定して射倖心を煽り、その実、1000万本に1本しか当たらない夢を売るという「詐欺」です。なぜなら、1等から末等まで全当せん者に配当される当せん金総額は、販売総額の45％相当にすぎません。販売総額の40％は発売元の全国都道府県や政令市に収益金として分配され、15％は利権事業者に支払われる経費となっており、そもそも収益獲得（収奪）を目的としているのです。

　この仕組みについては、私共の会報やブログでも詳しく指摘してきました。

ギャンブルに理解のある学者でも、日本の宝くじやtotoについては、世界でもまれに見るボッタクリくじで「庶民への加重的な税金」だと述べています。

２．貴紙への要望・意見

さて、前述のとおり、宝くじは本来禁止されるものであり、ギャンブル依存症を生む弊害です。

ところが、貴紙はその大切な紙面を割いて、宝くじ当せん番号の記事を掲載し続けておられます。私共はこれを了解することはできません。

過日、当会の総会において、会員から「赤旗紙の宝くじ当せん番号記事に苦情を述べたが、読者の中に希望者がいると言われ、私の意見は聞いてくれなかった」との報告がありました。

これを受けて私、事務局井上が4月6日午後2時頃、貴紙に電話しました。

まず、「4月1日付の社会面を見て下さい」と意見を述べ始めたところ、担当の女性は、「貴方の反対の意見はわかりました。疑問があるなら文書で中央委員会か編集部へ書面を出して下さい。回答するかどうかも含めて検討します」という対応で、私が長距離の電話代を負担して説明することさえ拒絶されたのです。

私は、貴紙の数十年来の読者で、弱い市民を守るという立場である貴党を支持もしてきましたが、今回の対応には全く失望しました。

そもそも、「しんぶん赤旗」において、宝くじ当せん番号の案内記事が他の重要なニュースよりも必要とされているのでしょうか。全く理解できません。

前記のとおり、宝くじはギャンブルに他ならず、庶民を収奪するものであるということへの理解が貴紙からは伺えません。

貴紙においては、株式や社債、為替データ（これらもギャンブル化していることに憂慮していますが）は全く掲載されず、もちろん正しいのですが、商業スポーツ紙のように公営競技の結果記事もありません。

結局、貴紙は、宝くじは富くじというギャンブルであるという理解を欠いておられるのです。ギャンブル依存症をなくそうとする人々の動きや、ギャンブル事業に絡む利権問題、また、証票法による収益金を得るという目的そのものも、今や自治体の収入規模からして僅少でしかなく意義が失われているということなどを、貴紙が十分検討された結果であるとは思えないのです。

公営競技も今ではその意義が失われ、自治体の「お荷物」になっていますが、事業に関係する団体や企業、さらには日本財団（旧笹川財団）をはじめとする利権団体の下に事業が継続され、政治（家）の売名にされてさえいます。

　このようなギャンブル問題に対し、本来、貴紙こそが追及されるべきです。

宝くじは、例え程度は軽くとも、売店は全国どこでも、町中に溢れ、もっとも容易に始められるギャンブルの入口であり、ギャンブル依存の最大の母胎ともなっています。

このことを理解されていれば、4月1日の紙面でいえば、縦10ｃｍ×横18ｃｍもの大紙面を宝くじに提供するようなことは絶対に必要でなく、また小さくとはいえ毎回掲載するようなことはできないはずです。

　以上、宝くじというものの本質と社会に与える悪影響について、貴紙の見地から改めて検討いただき、当せん番号案内等の記事の掲載を取りやめていただくよう、切に要望いたします。この点、文書による御回答をお願いします。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　草々

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

**スポーツギャンブル狂歌**

　プロ野球　投手を狙え　金になる　小さな賭から　100万超

　プロ野球　高校野球もありました　暴力団が　賭の胴元

　プロ野球　球と金追う　世界です　賭博をさせて　八百長させる

　巨人軍　原監督は　知らぬこと　試合だけしか　監督できぬ

　高校の　選手に不正　あったなら　チーム全体　出場できず

　手を染めた　3選手だけ　処分して　球団側は　責任問わず

　ドラフトも　賭ではないか　くじ引きと　契約金の　大小決まる

　トレードも　お金次第で　決まります　売り方買い方　共に賭けてる

　野球なら　投手次第で　ストライク　フォアボールは　簡単できる

　野球なら　野手のエラーで　失点も　わからぬように　簡単できる

サッカーも　キーパーミスで　八百長を　わからぬように　簡単できる

　相撲なら　力を抜けば　八百長は　　わからぬように　簡単できる

　ボクシング　レスリングでも　金になる　八百長試合　沢山あります

　バスケット　バレーボールも　賭にする　誰が最初に　失敗するか

　米日も　台韓にでも　ありました　八百長やらせ　マフィアが稼ぐ

　ゲームには　賭がつきもの　その結果　金がもらえる　勝負なら

　スポーツも　賭が簡単　できますよ　手抜き失敗　金になるなら

　スポーツと　競馬競輪　いうけれど　賭博であると　誰も認める

平成２７年（ネ）第３１５６号

宝くじ販売差止等請求控訴事件

準備書面（１）

平成２８年２月１０日提出

第１．宝くじ発売の憲法違反

１．宝くじの発売は「当分の間」として例外的に認められたものである。例外的反社会的行為（刑法１８７条違反）行為を７０年もの長きにわたり継続する正当事由はない。

　　憲法は、国民の権利と義務について、基本的人権の享有と本質から１１条以下に定める。特に１３条では「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と定める。これによれば本来、刑法１８７条に反する富くじ発売の例外的且つ暫定的な証票法や地方財政法附則３２条の例外的な暫定措置を継続拡大することは、憲法１３条に違反する。「富くじ」である宝くじの発売行為は、国民からの収奪行為を地方自治体がしているもので許されない。

　　宝くじは課税ではなく形式上は射倖心により国民が自由に買っているだけというのであろうが、国民が表面的に自由に買うからといって、正当な対価もなく且つ反社会的な物を売ることは許されない。

ギャンブル商品である宝くじは覚せい剤や麻薬のように依存症を生む一種の中毒性のあるものである。このような反社会性があって消費者に依存障害さえもたらす宝くじを、本来国民の健康増進と福祉向上を図らねばならない地方自治体が販売することは許されない。特に現在の宝くじ発売は一等当せん金を高めて射倖性を高める一方で、無差別無限定に販売する売上本位である。

２．百歩譲って宝くじ発売を認めうる場合にも購入を呼びかける広告・宣伝は許されない。また、毎日（連日）の販売だけでなく、時間を問わず場所を問わない電話、通信、ネットによる販売は許されない。

　　もちろん、購入者と購入額を問わない販売方法は、未成年者や病的依存者への販売をするもので有害性が高く許されない。

３．刑法１８７条の富くじ発売禁止は、憲法のいういわゆる公共の福祉に反する（最高裁昭和２５年１１月２２日大法廷判決）。

　　そして、刑法１８７条に該当する行為は、憲法にいう公共の福祉に反するという司法判断が生きている以上、政府や地方公共団体が賭博や富くじ行為を堂々と推進することの非はおおいがたい。（注釈刑法　小暮保雄　３２８頁）

　　たしかに、新憲法の下で刑法１８７条の存在意義が積極的に肯定されている一方で、証票法が特殊な戦後の経済事情から「当分の間」例外的に認めた宝くじは、あくまで時期的にも当時の極端なインフレーションの下で「浮動購買力の吸収」という立法趣旨からも限定性があった。

なお、いわれるところの地方自治体の財政への有用性は、その収益金が一応地方自治体に入ることの同義語以上のものではない。その収入で特に公益性の高いものを維持せねばならないものもなく、また現に維持していることはない。

第２．地方公共団体の宝くじ発売と収益追及、

本件の不法性

１．憲法は、第８章第９２条ないし９５条において、地方自治の基本原則（９２条）、地方公共団体の権限とその直接選挙（９３条）、地方公共団体の権能（９４条）、特別法の住民投票（９５条）を定める。そして、地方自治法は、地方自治の本旨を具体化し、「地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。」（１条）と定め、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」（１条の２第１項）と定める。地方公共団体の法人格、事務、地方行政の基本原則として「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（２条第１４項）とする。

　　このように、地方公共団体は、その事業目的そのものから事務処理方法も「住民の福祉の増進を図ることを基本」とし「住民の福祉の増進に努めること」が求められている。

　　これらの地方公共団体の事務を行うための財政は、憲法８４条の定める租税法律主義の下で課税の要件を満たした収入条件が必要であり、地方公共団体（道府県又は市町村）に課税権限を認め（地方税法２条）、その手続も定められているが、これらによる地方財政収入は「住民の福祉の増進」のために使われるということだけでなく、その財政収入の確保方法・手段そのものが「住民福祉の増進」性が求められ、逆に不適切であったり地方公共団体の目的に沿わないことは許されない。

　　このように地方公共団体が賭博開帳や富くじ発売というような本来刑法に違反する反社会的な富くじ行為で収益を得ることは、本質的に地方公共団体（地方団体）の目的に反することといえる。

２．第二次大戦により全国で空襲を受けて経済が疲弊し、戦後直後の著しいインフレーションの下で、「浮動購買力の吸収」と国・地方公共団体の一時的な財政対策からも、証票法の制定により「当分の間」、「宝くじ」という当せん金附証票を発売することが国と都道府県に認められ、総理大臣（その後、自治大臣、総務大臣）の指定する市にも認められた。

以来、約６７年にわたり、「当分の間」としてズルズルと宝くじは継続・拡大されている。地方財政法も附則３２条も「当分の間」としているように、例外的、暫定的な収益事業として認められているが、地方自治体の財政収入として本来は正当性のないものである。

　　ところが、地方公共団体に生じた宝くじ収益とそこに生まれた利権組織や団体は、地方自治体の本来の正当な収益のあり方を正面から問うこともなく維持され、昭和２９年２月１２日の閣議決定による廃止方針にさえ反して続けられている。

　　これは、国が地方自治体に必要且つ正当な財政権を確保せず、また税収配分をしない下で、地方公共団体の財政収入のためと、そして全体の収入に占める実際の割合は小さいとはいえ安易に収益を確保できることから、宝くじ利権グループの運動の下で少しずつ拡大され継続されているともいえるが、その収入と事務の中心が都道府県なら被告東京都や被告大阪府にあることは、両自治体における収入の中心はほとんど別にあり、宝くじ収入に依拠する必要は全くなくなっていることにみられるように、今や存在意義はない。

３．その発売主である都道府県や政令市は、宝くじの売上拡大しか考えず、地方公共団体の事務に背反している。

　　それは、１９６５（昭和４０）年には７０億円の売上だった宝くじが、１９７０（昭和４５）年には売上１３０億円、１９７５（昭和５０）年には３５０億円、１９８０（昭和５５）年には２３７０億円、１９９０（平成２）年には６２５０億円、１９９５（平成７）年には８２８０億円、２０００（平成１２）年には９５００億円、そして２００１（平成１３）年には１.０７兆円と売上を伸ばしている。これは専ら、射倖性の拡大、販売の全日化・日常性、宝くじ売場の賭場化、通信販売システム拡大という、有害な富くじの無差別拡大化によるものであった。

　　その販売行為は、①発売に際しての購入者（消費者）への反消費者的販売、②販売活動における地域での反公共行動、③売上増大のために病的（依存）障害による弊害を全く考えない大量販売、④射倖心を煽って反勤労精神や反教育思想を普及させるものであった。

　　その射倖心の煽りは、一等賞金を１００万円から１０００万円、２０００万円、５０００万円とし、２００１年から「億万長者倍増計画」の名の下、１億円、２億円、３億円、５億円と増やし、そして２０１５年末には７億円（前後賞共で１０億円）としたことが典型的である。そしてその賞金額を大きく見せるため前後賞を加えて連番購入、大量購入を促進したのであった。

　　それだけでなく宝くじの購入客が１９９６年の４０００万人をピークとして減少を始めると、以下の例のように次々と新商品や販路の拡大等をした。

1995年4月　　数字選択くじ「ナンバーズ」発売、売場拡大

　1999年4月　　信用組合、農協、保険会社等、宝くじ取扱機関の拡大、新しい数字選択くじ「ミニロト」発売

　2000年10月　「ロト６」発売（キャリーオーバー制で最高４億円くじ）

　2001年6月　　インスタントくじ「スクラッチ」発売

　2004年2月　　特別賞付ドリームジャンボ

　2006年4月　　スクラッチを毎日発売

　2007年5月　　ＴＶコマーシャルの拡大、無差別なお茶の間時間にも

　2008年　　　　ジャンボ宝くじ拡大

　2011年4月　　ロト６　週２回化

　2012年4月　　ジャンボ１等４億円、ロト６連続購入５回から１０回

　2013年　　　「ロト７」（最高８億円）発売

　2014年1月　　ナンバーズのインターネット販売（24時間／ジャパネット、みずほ、楽天の3銀行）

　2014年4月　　「パリーグスクラッチ」発売

2014年7月　　サマージャンボ前後賞合わせて６億円

2015年4月　　宝くじ７０周年の景品付ワクワクキャンペーンによる宝くじ3000円以上

まとめ買いの宣伝（※）

　2016年1月　　ロトのインターネット販売

　（※：このような景品付き発売につき、どこの売場に応募ハガキが残っているかはもとより、応募ハガキに枚数制限があるとしながらその用意総数さえ一切公表しないもので、結局、景表法にいう公正ささえ保証されないものである。）

４．被告らの収益金の使用目的による発売の正当性主張が失当であること

（１）被告らは、宝くじの発売によって得た収益を公共の利益のために利用し、社会的に役立っているという。

　　　しかし、個々の使途を詳しく検討すると、当該地方自治体にとって必要不可欠な資金の獲得であるということは何ら説明されていない。また、知られる使途をみても公益性、公共性において相当性のないものが多い。宝くじの収益は、あれば地方自治体としては建前上の「公共目的」に使用するしかなく、他の税収と共に適当な名目をつけて使っているのが現実である。

　　　しかし、仮に、何らかの公共的目的に使用して住民に還元しているとしても、それは自明のことで税金が公共目的のために使われている宣伝以外に、宝くじの商業広告やキャンペーン展開も無駄な費用である。

（２）そして、宝くじ収益を住民のために役立てるとしても、そもそもその収益はあらかじめ大衆、特に貧しい住民からその富を搾り取っておくという事実によるものであることは隠しようもない。その収益は公平公正な税収とは異なり、富くじという本来は刑法で発売を禁止されているものによって、庶民・より貧しい人々からその富を収奪していることの「罪」は否定すべくもない。

　　　特に、現在の宝くじは、販売の相手や販売額も選ばず無限定で、「夢」という「質」を売るのでなく射倖心という大衆の弱さを利用して販売額を増やし、それにより売上の４０％を発売元の被告ら自治体が取得し、約１５％を受託業者の被告みずほ銀行らが商業利益として取得するのであるから、公共性を語る資格はない。

　　　もし、「夢」を売るだけなら一人１枚で十分であり、まとめ買いを宣伝したり、数万円数十万円と宝くじを売るのでは、その分「危険」や「毒」を多く売っていることになる。

５．宝くじ売場での「賭博開帳行為」の違法性

　　現在、被告らの発売するくじは、いわゆる富くじのスタイルをとっているが、ロト（ミニロト、ロト６、ロト７）、ナンバーズ（ナンバーズ３，ナンバーズ４）を毎週月、火、水、木、金と連日の抽選とし、その売場は賭博開帳をしているに等しい。

　　特に、毎日売られ、その場で当せんか否かがわかり、その場で当せん金を受け渡しするスクラッチくじは、くじの「形」こそとっているが、いわばサイコロの出目や裏にしたトランプをめくらせてその数字によって賞金を得る賭博開帳と同じである。

　　このようなロトやナンバーズ、スクラッチくじは、富くじを例外的に許可した証票法の範囲を超えており、同法からも違法である。

　　なお、富くじ罪と賭博罪の区別は、①抽せんの方法で勝負を決めるかどうか、②財産の提供と同時に提供者がその所有権を失うか、③当事者双方が危険を負担しないかどうかで区別されるという大審院大正３年７月２８日の判例があるが、近時の公営ギャンブルには様々なタイプがあり、大審院の区別だけでは判別しがたいものがある。宝くじ（スポーツ振興くじも）は、自ら数字を選ぶものでなく、当せんが必ずしも発生しないものや、券を買うことで賭け金の所有を失ったと同様のもの、１回のくじでいえば賭博開帳者と賭博者との間では開帳者が危険を負担しないものと負担するものなど、その区別は明白と言えなくなっている。

　　すなわち、スクラッチの取引はその売場（賭場）において賭博者（客）からテラ銭、または手数料等の名目でそのスクラッチくじ売場の場所代又は利用料と手数料等の対価として不法な財産的利得をしようとするものであり、最高裁昭和２４年６月１８日付判例でいうところの賭博開帳罪にあたるといえる。

　　よって、被告らは、証票法の富くじ発売は許されているとしても、スクラッチの賭博開帳行為をすることは許可されていないというべきである。

そもそも証票法はあくまで法定の富くじであるものについて発売することを許可しているものであるから、富くじでなければ違法である。

第３．本件における事実関係の相違の有無と立証

　被告らは、原告が一審以来主張するほとんどの事実関係については具体的詳細には争わず、その法的評価を争っている。

　もし、具体的に原告の主張事実、間接事実に争いがあれば、原告は逐一立証する予定でもあり、書証でも立証活動をし、人証申請も求めてきた。

　控訴審においても、原告の間接事実を含む全ての具体的事実について、被告らが争い、または認めるのであれば、原告の主張事実を正確に摘示の上、裁判所が法的に公正な判断をされるよう切望する。

　一審のように原告の主張事実は正しく摘示せず、その主張事実があたかもないかのような判断は絶対にされることのないよう重ね重ね要望する。

準備書面（２）

平成２８年２月１７日提出

第１．平成２８年２月１０日付準備書面（１）の一部訂正

同書面３ページ１行目「３．刑法１８７条の富くじ発売禁止は、憲法のいういわゆる公共の福祉に反する（最高裁昭和２５年１１月２２日大法廷判決）。」とあるのは誤記であるので、次のとおり訂正する。

「３．富くじ発売は刑法１８７条で禁止されており、これらの賭博行為は「新憲法のいういわゆる公共の福祉に反するものといわなければならない」（最高裁昭和２５年１１月２２日大法廷判決）。」

第２．原告らの訴えの利益・資格・権利ないし請求権の根拠について

１．はじめに

　被告らは、自らの宝くじ発売の具体的な正当性や原告らの主張する違法性、社会と原告らへの有害性の個別的主張に対して反論するよりも、原告らには本訴請求権の根拠がないとして攻撃する。

　その趣旨は平たく言えば、宝くじの発売によって原告個人の権利や利益を侵害していない、原告らは専ら宝くじ発売そのものから発売の仕方を不法・不当だと非難するだけだというものである。

　しかし、素朴に考えて法治国家において遵法義務が高く、公共責任の高い東京都や大阪府ら地方公共団体が、自分たちの宝くじの発売や運営は個別原告の財産権等を侵害していないという弁明だけで、宝くじ発売による具体的な弊害や不法・不当性に関する指摘を回避し、その宝くじの発売そのものから具体的な発売方法までを説明しないまま「正当化」することはあまりにも破廉恥かつ横暴である。

　一般人の世界でさえ、消費者・国民を侵害する行為を、「自分たちは原告らには宝くじという商品を売った訳でも原告らを欺して購入させた訳でもない」と強弁して済ませられようか。刑法が富くじの発売を禁止しているのは、社会公共の秩序を害すと共に、消費者国民の財産権を不当に侵害するからといわれている。被告らの宝くじという富くじ発売行為は、原告ら市民の個別の財産を害しないといえようか。

　被告らのように訴えの利益を狭く考えるのは、極端に言えば、本来は刑法１８７条に該当する富くじの発売を町中でしてもお前が買わなければよいのであって、原告の何の権利をも害さず、従って宝くじの発売を止めるように言う権利はないというのに等しく、アウトロー（無法者）を宣言することに等しい。

　１９４８年に「当分の間」宝くじの発売を認めた法律（証票法）をもって６８年を経た今でも「既得権」とする富くじ行為を、立法上も正しく整序されるまで原告らは中止するよう求めているのである。

　求めているのは憲法に定める公共の利益のために宝くじという富くじの発売とその詐欺的な発売方法、未成年への販売、道路法・道交法にも違反したその発売方法等の差止である。

　原告らは違法な宝くじ販売を知る良識ある市民として、今は被告らの不法な宝くじ発売に対しては（その違法な実態を調査するため以外には）積極的に購入しないであろう。しかし、マスコミを大々的に利用し、人々の射倖心を煽る詐欺的な宣伝による宝くじ発売の下では、原告らの家族や近親者もその被害に遭う可能性は少なくない。

　被告らの宝くじは、今も毎日全国１万５６００ヶ所以上日本の至るところにある販売所で、また電話やインターネットまで使い、様々な種類が売られている。これは、本来刑法１８７条違反である富くじの購入を誘い、客が日々「ギャンブル依存者」となるための道案内をしているのと同じである。

　原告らは既に訴状以来、被告らの不法な宝くじの発売や方法について具体的に日時、場所、方法まで特定して指摘しているにもかかわらず、被告らはそれさえ具体的に改善していない。

　被告らの主張は、いわば「俺達は証票法がある以上、また総務省に個別的に届け出て宝くじを売っているのであって、何故小市民である原告らに注意され中止されなければならないのか」という傲慢な主張である。原告らの指摘に対し改善する努力すら見られず、逐一の主張など相手にしていられない、という態度しか見られない。

２．原告らが差止を求める個別請求と損害賠償を求める権利の存在について

（１）被告らは何故、１９４８年制定の「当分の間」と限定された証票法により刑法１８７条の違法性を阻却するとした宝くじを発売し続けるのか？

　富くじに他ならない宝くじの被告らによる販売の根拠は証票法にある。これは、①第二次大戦（太平洋戦争）による空襲等の惨禍からの復興という緊急事態の下でそのための公共資金の捻出と、②当時の極端なインフレーションの下で「タンス預金」といわれる「浮動購買力」を吸収して物価安定に寄与しようとした刑法１８７条の例外的措置である。

一時的な戦後の経済、財政事情の下で、「当分の間」として例外的な財政政策の立法であるために「政府宝くじ」は１９５４年に中止され、地方宝くじも含め宝くじ全体について政府の閣議決定でやがて中止することが決められている。

戦後復興は進み、１９５６年の経済白書において「もはや戦後ではない」と政府が明記し、東京都も１９６４年に東京オリンピックを、大阪府も１９７０年に大阪万博を大々的に開催し、戦後経済（第二次大戦による財政窮状や急激なインフレーションの抑制）など全く無縁になっている。

従って、宝くじは廃止こそ求められている。

しかるに、宝くじ発売の利権を握る東京都・大阪府を中心に全国都道府県らの利権自治体とその関係の利権グループ、そして旧勧業銀行を自らの内部利権とするみずほ銀行は、今や証票法の立法趣旨に反してまで宝くじ拡大を進めてきたのである。その手法は、抑圧されている大衆庶民の射倖心を専ら煽るものであった。

被告らが今も「当分の間」として証票法にしがみついているのには次の理由がある。

①証票法の廃止はもとより法改正も、被告らの都道府県に認められた宝くじ発行権も、その後その財政収入の役割が変わり、見直しが求められている。仮に宝くじの発売を継続するとしても、その発行権者について政府も自治体も正しい提案ができないのである。政府がやらない宝くじを、何故都道府県とさらに指定都市にだけ認めるのか説明できず、根本的根拠の不存在と矛盾がある。

②地方自治体の発売権を認めるとすれば、全国の市町村の発売権も当然検討しなければならない。現在の宝くじの発売権を都道府県・指定都市が独占する利権や矛盾と、全国の自治体の発行権を認める場合の利害対立が生じることへの解決ができない。

③公営競技と共に宝くじ発売そのものに、発行地方自治体の財政収入の獲得ということ以外の公共目的名目はない。そして、むしろギャンブル事業そのものが、地方自治体の本旨である公益目的・福祉目的を追及すべき責務に背反する。

④地方自治体の財政収入は、憲法と租税法による公平公正な租税による収入によるべきであって、正当性や安定性を欠く賭博行為・富くじ発売という収益によるべきではない。宝くじ収益は、いわばバクチの胴元としての「ヤクザ」の行う収入であり、逆にいえば地元の大衆貧者からの「ボッタクリ」とまでいわれる収奪金である。地方自治体はかかる収入に依拠すべきではない。公益ギャンブル収益金は、地方自治体の行政原則である「健全な財政運営」の基本的原則に反する。

⑤もとより、現行富くじを発売し、市民を射倖心に依存させることは社会の厚生や勤労精神に反し、教育的価値に反する。

要するに、宝くじを監督する総務省も被告ら自治体・受託銀行も、現状は宝くじにまつわる癒着した利権省庁・利権自治体・利権企業になっているのであって、本来の公共自治体としてもその腐敗した体質を改めることができないのである。

（２）被告らが宝くじの売上拡大のために射倖心の拡大という反勤労精神・反教育手段を続ける理由は何か？

①その第一は、目先の利潤に惑わされた宝くじ当せん金の拡大である。

　今やジャンボ宝くじの１０億円と宣伝する宝くじは、市民が真面目に働いて得られる金ではない。また、まともに使うにもいわば「困るレベル」の金額である。そんなレベルまで射倖心を煽ることが被告らの宝くじを買わせる主流となっている。そのため大衆庶民は当選する可能性の確率よりも何千万円・何億円という当せん金額に惑わされる。　庶民の関心を呼ぶ手段として専ら賭博、富くじの反社会性の中心的理由でもある人々の射倖心を煽ることが続いているのである。

②その第二は、被告ら自らの宝くじの常習化である。

　賭博でも単純賭博と異なり、常習賭博は反社会性が強く罪も重い。宝くじの発売は常習賭博の開帳行為である。それが被告らによって街角のどこでも毎日行われている。宝くじは、人がギャンブルに手を染める入門手段である。連日開かれる全国の販売所はどこでも行われる「賭博場」といえる。

③その第三は、ギャンブルである宝くじ商品の多様化と拡大である。

　　本来の宝くじは、券を買っても一定の長期間、当否を待つものであった。ところが、ミニロト、ロト６，ロト７、ナンバーズ等多種のくじ賞品を毎日販売し、毎日の抽選で億万円、千万円が当たりますよと宣伝している。市民の射倖心を毎日街中で刺激している。さらにはスクラッチくじという販売所で当否がすぐに判り、当せん金ももらえる商品によって販売所を即日の賭博場としているのである。

　これらの宝くじの射倖性の拡大による反社会性の拡大はとどまるところを知らない。

（３）宝くじの節度さえない無差別販売・大量販売をどうして続けるのか？

①宝くじは販売所がその販売枚数に応じて利益を得られるシステムで販売させている。このため販売所の経営者や担当者は宝くじを買ってくれればそれでよく、未成年者やギャンブル依存者の排除はしていない。

②宝くじの当せんは偶然の結果で、当せんくじの出ている販売所はその分「空くじ」を何十倍以上売っているのに、その点は隠した宣伝をする。

③また、前後賞の多額当せん金設定で客を煽り、少なくとも１０枚ごとの連番購入など多数のまとめ買いに誘導した販売をしている。

（４）宝くじの不当表示不当広告はどうして続けるのか？

①宝くじという本来反社会的な富くじの販売勧誘宣伝広告は許されない。

国際的にみても禁止されている国がある。

②しかるに、テレビ、新聞、吊り広告、ビラ等では、宝くじの当せん確率など全く正しく伝えるどころか、この事実について誤解を招き、当せん本数が真実よりもさも多いように誤導する「仮定宣伝」をし、当せんの夢ばかりを強調する錯覚を招く広告を続けている。　当選するための根拠のある番号や方法など全くないことを正しく伝えるべきなのに、店頭や各週刊誌広告でも「迷信」を表示して根拠のあるかのように宣伝し続けている。

③販売所では宝くじの当せんや宣伝について消費者に正当な説明をできず、むしろ、自己の販売所で購入すれば「よく当たる」かのような不当宣伝さえする。

（５）販売所自体の道路法違反の不法占拠、道交法違反の幟・看板掲出、客を道路に並ばせる営業を改めない。

３．被告らは、社会の範となるべき地方自治体とその販売委託を受けた大銀行である。

　被告らは、宝くじの販売・宣伝から個々の販売所の不法非違行為までを自ら是正すべき責任がある。しかるに本訴提起後も、原告らにはその発売・販売活動にクレームを言う資格も権利もないとして、是正活動をしていない。

　被告らは、個々の宝くじの販売再委託先の販売方法は放任したままである。

　具体的にどこをどう改めるか等の方針さえ示していない。

　原告らが逐一その違法不当行為について迷惑だ、被害を受けたとして販売所にクレームを付ければ、個々の販売所も困るであろう。

　原告らは本訴に先立ち、その是正を具体的に求めてきた。しかし、その是正はされていない。被告らが市民に与えているその被害について自らの問題としない以上、本訴に及ぶしかない。

ギャンブルＮＥＷＳピックｕｐ　（2016.2.26～5.24）

2016.2.26　　時事　　「パチンコに」550万円着服＝独身寮の寮母を停職処分－愛知県警

　　　3.2　　産経　　カジノ実現なら経済効果１.４兆円　関西同友会試算

ﾏﾆﾗ新　　違法資金1億ドルを比で資金洗浄した疑惑浮上　大統領府徹底調査命じる

ﾏｶｵ新　　マカオ、禁煙外来受診者の４割がカジノ業従事者

　　　　　　News24　　（鹿児島県）県内初ネットカジノ店摘発　経営者らを逮捕

　　　3.3　　日経　　千葉市：ｶｼﾞﾉを含む統合ﾘｿﾞｰﾄ（ＩＲ）をﾃｰﾏ　千葉工大生が卒論発表

　　　　　　＜当会　会報第４２号発行＞

　　　3.6　　赤旗　　「カジノで健康」誘致団体が集会　徳島・鳴門

　　　3.8　　ﾏｶｵ新　　ﾏｶｵのｶｼﾞﾉ業従事者減少…市場低迷長期化で人材需要後退＝給与増は続く

　　　3.9　　産経ﾋﾞｽﾞ　　タイ、カジノ合法化で税収３１８０億円増

　　　3.10　　毎日　　野球賭博　巨人の調査は甘過ぎる

　　　　　　　読売　　ネットカジノ客逮捕へ、国内で海外サイトに参加　京都府警

　　　　　　　産経　　ﾈｯﾄｶｼﾞﾉ客の男3人逮捕海外の会員制サイト「スマートライフカジノ」利用

　　　3.11　　産経　　ネットカジノ客３人逮捕　京都府警全国初、賭博容疑

　　　3.12　　産経　　「ﾊﾟﾁﾝｺなどに使った」親睦会費１万円着服の巡査長を書類送検、福井県警

　　　　　　　毎日　　熊本山鹿の三岳小校長、他人のﾊﾟﾁﾝｺＩＣｶｰﾄﾞ窃盗、換金　懲戒免職

　　　3.13　　朝鮮日報　　韓国カジノ業界の危機、中国依存から脱却を

　　　3.14　　産経　　｢5人目の選手はいない｣笠原元投手激白｢歴史ある巨人に泥を塗った｣と反省

　　　3.15　　ﾛｲﾀｰ　　バングラ中銀盗難被害、マニラで中国系男が3000万ドル受領＝議員

　　　3.16　　毎日　　野球賭博　円陣で現金　「験担ぎ」では通らない

　　　3.18　　産経　　産経抄：生活保護受給とギャンブル・パチンコ

　　　3.22　　産経　　パチンコで浪費　国は黙認　増え続ける生活保護費

　　　　　　　読売　　カジノ特命チーム業務凍結「五輪に間に合わぬ」

　　　4.1　　 民友　　ＪＡ職員が636万円着服、懲戒解雇に　パチンコや飲食代

　　　　　　 仏通信　　マニラカジノ業者が436万ドルを返却―バングラ中銀の資金盗難で

　　　4.2　　産経ﾋﾞｽﾞ　　マカオ、カジノ収入低迷続く　3月、1年10か月連続の前年割れ

　　　　　　　ﾏｶｵ新　　マカオ、カジノで負けた中国人女性が入水自殺図る　無事救出

　　　　　　大分合同　　パチンコめぐる誓約書、市が廃止　生活保護者の誓約書取りやめ

　　　4.4　　産経　　 ｶｼﾞﾉ大手の米サンズ「日本に100億㌦規模を投資する計画に変化ない」

　　　4.5　　ヤフー　　香港3月カジノ収入１６％減、２２か月連続前年割れ

　　　4.7　　読売記者ｺﾗﾑ　　貧困と生活保護（28）　生活保護とパチンコをどう考えるか

産経　　【五輪ﾊﾞﾄﾞ金候補闇ｶｼﾞﾉ賭博】桃田、田児両選手闇ｶｼﾞﾉに「1日3回」、ｼﾞｬｰｼﾞｰ姿で「いま練習帰りです」関係者ら証言

　　　　　ｶｼﾞﾉ店は錦糸町の会員制　警視庁が摘発　1億円の売上は指定暴力団「住吉会」資金源か

　　　　　　　ｽﾎﾟﾆﾁ　　ﾊﾞﾄﾞ桃田らが国内違法ｶｼﾞﾉに出入り　リオ五輪のﾒﾀﾞﾙ候補桃田賢斗

　　　　　　　　　　　 ﾊﾞﾄﾞ桃田＆田児、ｶｼﾞﾉ出入り認める　遠征先から緊急帰国

　　　　　　　朝日ﾃﾞｼﾞ　　ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ新旧エース、裏カジノ賭博　リオ五輪絶望

　　　4.8　　報知　　 桃田父「裁きを受けるしかない」パチンコでも叱っていたのに…

　　　　　　ＮＨＫ　　田児選手　海外カジノに出入り　協会関係者が注意

　　　　　　東洋経済ｵﾝﾗｲﾝ　　ｶｼﾞﾉ会社幹部「お台場は今も有力候補地だ」大手ｻﾝｽﾞは日本進出をあきらめてはいない

　　　4.9　　ｻﾝｽﾎﾟ　　田児は解雇も…1000万円負けて部員から多額借金／ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ

　　　　　　　日刊　　田児が闇カジノきっかけ語るも…店側と説明食い違い

　　　4.14　　読売　　愛知商銀元理事長３０００万円脱税　国税告発

　　　　　　　日テレ　大阪再開発　国際会議施設・ＩＲも論点　経済界「大規模に」提案

　　　　　　　ﾁｭｰﾘｯﾌﾟTV　　富山市のコンビニ強盗「金はパチンコに使った」と供述

　　　4.22　　ＴＢＳ　　バカラ賭博で９億円荒稼ぎか、元経営者ら１０人逮捕

　　　　　　　テレ朝　　「２０００万円負けトラブル」　バカラ賭博通報で

4.23　　全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会結成２周年記念シンポ

「ギャンブルで景気回復はあり得ない　STOP！カジノ化する日本」あべのハルカス

　　　4.25　　IRｼﾞｬﾊﾟﾝ　　プロポーカー選手木原直哉氏インタビュー　第５回「日本のカジノを含む統合リゾート実現への期待」

　　　4.26　　ﾌﾞﾙｰﾑﾊﾞｰｸﾞ　　マカオカジノ株下落　下げ止まる兆し見えず

　　　4.30　　和歌山新報　　カジノ誘致など研究　和歌山市が報告会

　　　5.3　　中日　　 岐阜基地一等空曹　パチンコ店で財布を置引の疑い　岐阜中署逮捕

　　　5.6　　ﾏｶｵ新　　ﾏｶｵ政府がｶｼﾞﾉ従業員の賭博禁止化を計画　ｶｼﾞﾉ入場制限法見直しの一環

　　　5.9　　佐賀　　「金盗んでまでパチンコ」ｷﾞｬﾝﾌﾞﾙ依存症自助ｸﾞﾙｰﾌﾟに通う４０代男性

　　　5.10　　ﾚｺｰﾄﾞﾁｬｲﾅ　　ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙがｱｼﾞｱの人気観光地に　中国人観光客がｶｼﾞﾉに殺到　米ﾒﾃﾞｨｱ

　　　5.11　　日経　　東急　横浜市へ本社移転　横浜市へのＩＲ誘致に参画

5.12　　東京　　松戸の住民グループ　通学路のパチンコ店出店規制を市に要望

5.16　　ﾆｭｰｽｸﾘｯﾌﾟ　　パチンコのマルハン、カンボジアの傘下銀行が合併

　　　5.17　　ヤフー意識調査「日本にカジノは必要？」投票結果

　　　　　　　合計87,843票　　必要32,688票（37.2％）　不必要51,316票（58.4％）

　　　5.18　　zuu　　 日本から4人選出「世界大富豪ランキング」ギャンブルカジノ業界編

　　　　　　　　　　　マルハンの韓昌裕、三共の毒島邦雄、毒島秀行、アルゼの岡田和生 各氏

　　　5.20　　朝日　（異議あり）賭博禁止は現実と合わぬ、原則解禁を　プロ雀士･弁護士津田岳宏

　　　5.24　　日経　　違法賭博すぐそこに　賭け金、暴力団の資金源　繁華街、知人に誘われ

**事務局だより**

１．第５回総会報告（2016年4月4日PM1時～　プロボノセンター）

　　2015年度の活動報告と会計報告をし、次期役員はそのまま継続となりました。今後の活動として、①これまでの活動を踏まえた「なぜ日本だけギャンブルが野放しなのか」（仮）という書籍出版の提案があり、前向きに検討することになりました。②日本のギャンブル依存の最大の「犯人」はパチンコです。現在の実態を再点検し、違法不当な点を改めさせる必要があるとの意見で一致し、そのため「パチンコ研修ツアー」を企画することになりました。

２．宝くじ差止控訴審判決は「軽灰」判決！！（５月１９日）

　　昨年9月30日の大阪地裁（久留裁判長ら）の「軽薄判決」に対し、私たちは控訴。そして平成28年5月19日、大阪高裁13民事部の判決が言い渡されました。総頁9枚で、一審判決よりさらに軽薄である上、控訴人（原告）らが控訴審で新たに主張した差止の請求権の根拠、宝くじの違憲性、未成年者への販売、宝くじによるマネロン、消費税法違反、宝くじ売場での賭博開帳、違法不当な宝くじ販売の詳しい主張については、結論項目の「骨」というより「灰」を拾ったものしか記載せず、一審同様宝くじに関する被害や反社会性について判断しませんでした。

　　この控訴審判決には、裁判長裁判官石井寛明及び裁判官小堀悟は転任して署名押印できないとの旨が、最も後輩である真鍋麻子裁判官によって付されています。これは2裁判官が転勤する前の3月中の合議による判決だという趣旨ですが、2月18日に結審した裁判官らは判決言渡し期日として3か月先の5月19日を指定をしたのにマジメに合議したとは思えません。

　　宝くじを販売したからといって原告らの権利をどう侵害し、具体的にどんな被害を与えるのかという宝くじ発売側の結論が先にあり、原告らが主張した理由は「その当否はさておき」と判断から逃亡しています。法の正義を求める司法への期待に程遠いといえます。

　　今後、最高裁への上告よりも、賭博開帳行為や道路の不法占拠占有の刑事告発、原告適格のある住民監査・住民訴訟などによって、公有財産や税徴収を怠ることなど行政の財政行為の違法不当性を主張していくことが考えられます。

　　それにしても地方自治体の宝くじ発行拡大行為は、①地方自治体自らが勤労精神に反する反社会・反教育行為をなし、②射倖心により庶民の富を収奪し、経世済民に反するもの、③ギャンブル依存を拡大しつつ、その病気を救済しないという反社会的な事業であることを裁判官に理解してもらい判断してもらうにはどうすれば良いのか？　率直にいえば聴く耳のない硬直した消極裁判官がどうしてかくも多いのか？　今回の軽くて灰のごとき判決には納得できません。

当会は財政上は専らカンパで成り立っています。

会費・カンパを下記口座までお願いします。

記

りそな銀行　北浜支店　普通０１１５７１９

口座名義：ギャンブル被害をなくす会